

新型コロナウイルス感染症にかかる令和4年度奈良県立高等学校  
入学者選抜に関するガイドライン（令和4年2月1日改定）

令和4年2月1日  
奈良県教育委員会

令和4年度奈良県立高等学校入学者選抜の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じて行う。

1 出願について

中学校教職員等による持込み又は郵送とする。

- ① 自動車を利用する場合、高等学校が願書を受け付けている間は車で待機する等、出来る限り接触を避ける。
- ② 電車を利用する場合も、十分感染予防対策を講じることとする。
- ③ 郵送の場合、郵送と同時に、出願する高等学校に電話で連絡すること。

2 中学校において感染者等が発生した場合の対応について ※別紙参照

- (1) 新型コロナウイルスに感染し、学力検査等の当日（以下、「当日」という。）までに完治しない者（以下、「陽性者」という。）

新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。

- (2) 当日までに家庭等での感染者との濃厚接触者として特定され、最終曝露日（陽性者との接触等）の翌日から7日が経過していない者（陽性者を除く）

- ① 発熱等の風邪様の症状がある場合

新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。

- ② 発熱等の風邪様の症状がない場合

ア PCR検査未実施

当日の検査を高等学校の別室で受検できる。※

イ PCR検査陰性

当日の検査を高等学校の別室で受検できる。※

※ただし、当該生徒の在籍中学校で、他に(3)②に該当する者がいる場合は、その者と一緒に中学校等で受検する。

- (3) 当日までに学校内での感染者との濃厚接触者として特定され最終曝露日（陽性者との接触等）の翌日から7日が経過していない者、又は臨時休業により自宅待機を命じられている者（陽性者を除く）

- ① 発熱等の風邪様の症状がある場合

新型コロナウイルス対応の追検査を受検できる。

- ② 発熱等の風邪様の症状がない場合

当日の検査を、原則として、中学校や近隣の施設で受検できる。

- ◎2の(2)②により高等学校で受検する者については、公共の交通機関（電車、バス等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

### 3 検査当日の発熱・咳等の症状のある受検者について

- (1) 検査開始前（1時間目の検査問題配布が始まる前）に、発熱・咳等の症状について、中学校からの申し出又は本人の申し出があった場合、追検査による対応を提示する。その場合の追検査は、検査当日のPCR検査で陽性になった場合（新型コロナウイルス感染症の罹患が後刻判明した場合を含む。）は新型コロナウイルス対応の追検査、それ以外は令和4年3月23日（水）実施の追検査とする。ただし、検温等を経て、受検可能な状態と判断できる場合は、別室での受検は可能とする。
- (2) 別室での受検となった場合、可能な限り個室とする。個室が難しい場合は、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。ただし、濃厚接触者及びインフルエンザ等すでに病名の判明している受検者は、それぞれ別の部屋での対応とする。

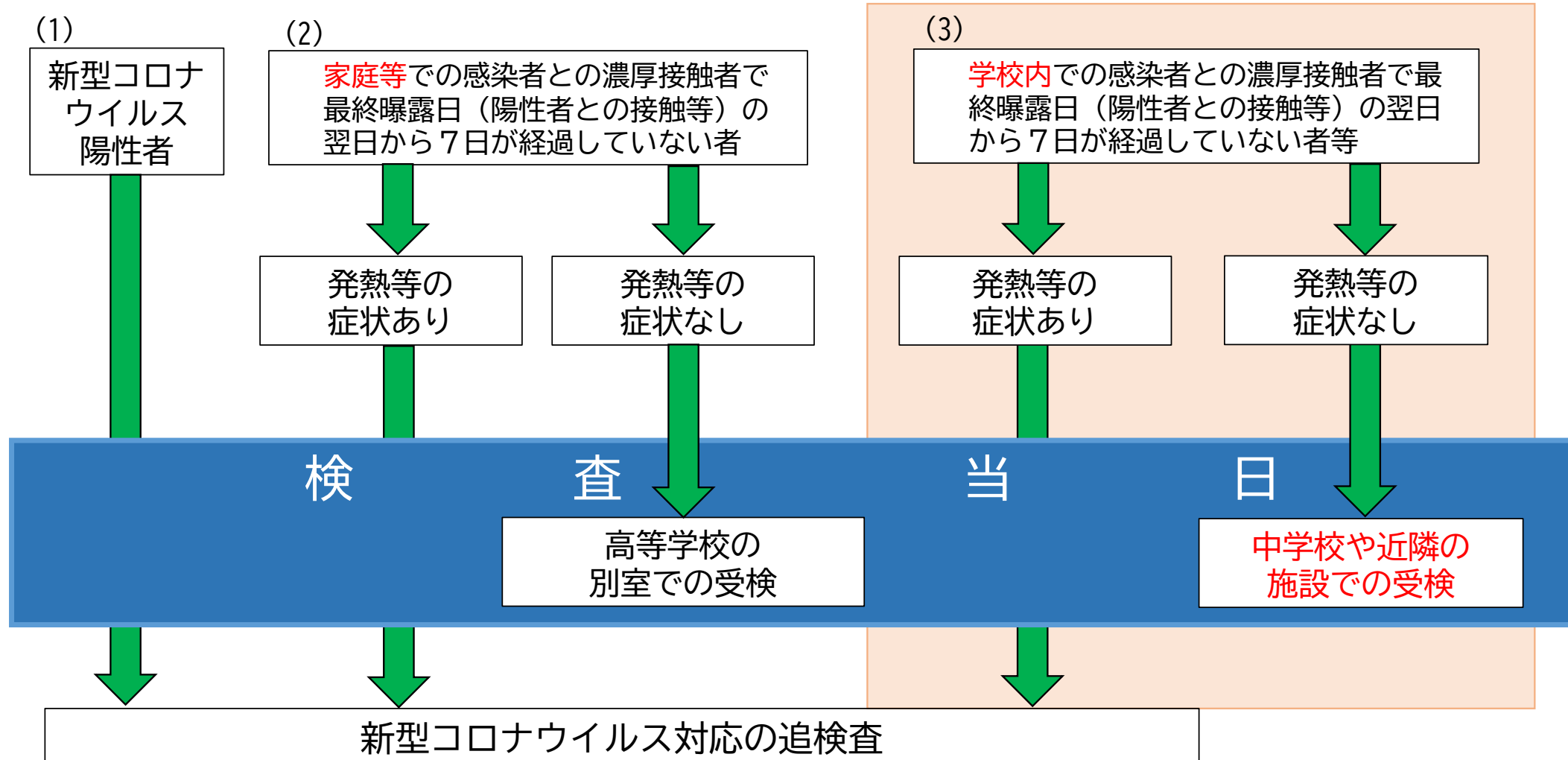
### 4 新型コロナウイルス対応の追検査について

- ① 対象の選抜の学力検査と同じ教科の学校独自検査（口頭試問）を行う。
- ② 奈良県立磯城野高等学校 フードデザイン科（シェフコース、パティシエコース）の追検査は設定しない。

### 5 受検者に対する要請事項について

- (1) 発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。
- (2) 検査当日は、各自マスクを持参し、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食等における他者との接触・会話を控えること。
- (3) 検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、防寒着の着用を認める。防寒着が必要な場合は、各中学校の規定に合ったものを持参すること。ただし、英単語や漢字の書かれていないものとする。（実施要項85ページ Q&A参照）
- (4) 日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避等、感染予防対策を講じること。
- (5) 検査2週間前から健康観察の記録とともに行動の記録（特に、家族以外の人との接触した記録）をとっておくこと。

## 2 中学校において感染者が発生した場合の対応



※ 検査前日に濃厚接触者が特定できない場合は、市町村教育委員会等と県教育委員会で別途協議する。